

第7章

憲法改正問題と政治教育

- 1、憲法改正問題が今後の最大の政治的争点
- 2、憲法改正の主要争点
 - (1) 押し付け憲法論から憲法改正必要論へ
 - (2) 第9条以外の改正問題
- 3、憲法改正問題と政治教育
 - (1) 憲法改正問題と現場教育
 - (2) 憲法三原理の改正問題
 - (3) 憲法改正問題の教授法

日本国憲法が施行されて50年になる。憲法は、戦後日本の民主主義、平和主義の支柱として、国民の中に定着してきた。しかし、押し付け憲法論や再軍備問題などで揺れ続けてきた。明治憲法は、「不磨ノ大典」とされ、永久に改正すべきでないと言われていたが、憲法改正の規定はあり、その改正手続きに沿って日本国憲法が制定された。天皇主権から国民主権への転換は、実質的に革命であり、新しい憲法の創設となるべきものであった。当時は敗戦後の占領下という特殊な状況にあり、憲法改正が可能かどうかということも、本来問題とされることであったが、戦争に対する嫌悪と反省から、民主主義と平和主義の新憲法を国民はほとんど無条件で歓迎した。

それから半世紀、冷戦の開始、朝鮮戦争、再軍備、独立、日米安保、冷戦の終結、など世界の情勢は、大きく変化した。新憲法も、世界の現行憲法では最も古い憲法となった。自衛隊について、政府は第9条の拡大解釈によって合憲化してきたが、違憲としてきた海外派兵を国際貢献としてPKO法により実施した。こうしたことから、小沢一郎が、「日本改造計画」⁽¹⁾で国連の下での国際貢献のため、憲法改正を示唆するなど、憲法改正問題が政治的課題として浮上してきた。⁽²⁾さらに最大の発行部数を持つ読売新聞が、具体的な憲法改正案を提示するとともに、憲法改正のキャンペーンを展開している。⁽³⁾国会にも憲法議連が発足し、その上社会党が解党して護憲勢力の中心が喪失してしまった。

こうしたことから、21世紀に向けての最大の政治的争点が、憲法改正問題となりつつある。中学校・高校の政治教育の現場でも、早晩この憲法改正問題と取り組まざるを得なくなるであろう。

1、憲法改正問題が今後の最大の政治的争点

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、翌47年5月3日施行された。それ以来、丁度半世紀が経過した。新憲法が制定された当時、ほとんどの日本国民は、この民主的、平和的憲法を諸手を挙げて歓迎したと言って間違いのないであろう。戦争の悲劇をもたらしたものが、天皇制を中核とする軍国主義にあったと感じていた国民が、国民主権と非武装中立の民主主義と平和主義の新憲法を支持したのは当然であり、占領下に占領軍の影響の下に制定されるということに異議を抱く人はほとんど居なかった。尾崎行雄は、新憲法を評価しつつも、条文の善悪より運用の如何が大切であると、「これに比すれば遙かに劣っておったところの、これまでの憲法すら、わが国民は十分に実行しえない結果が、千古未曾有の国辱となって、今日現れております。あの憲法が正当に行われておるならば、決して

今日のごとき大屈辱には遭遇せぬはずであります。而して今日制定せられんとするところの憲法は、彼に比すれば非常に優れたものである。優れば優れるほど、知識徳のなおいわが国人民においては、実行は困難であることを、覚悟しておかなければなりません。良い憲法さえつくれば、国が良くなるなどという、軽率な考えを以て、これに御賛成になりますと、非常な間違いである。憲法で国が救われるならば、世界に滅亡する国はありません。良い憲法をつくることは、まことに容易なことである。しかしこれを行うことは非常に難しい。」⁽⁴⁾尾崎の危惧した通り、新憲法は成立直後、東西対立、冷戦の発生という世界の大変化に直面し、非武装の理想も大きく揺らぐこととなった。

日本国憲法を改正しようとする動きは、朝鮮戦争によって再軍備が実施されたことを契機としている。日本国憲法の最大の特色は、戦争を放棄し、一切の戦力も持たない、完全な非武装中立による徹底した平和主義を規定したことである。前文の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免がれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と平和を愛する他国民を信頼して、非武装中立を貫く決意を表明している。さらに、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」と国としての信念を披瀝し、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」と宣言している。第2章 戦争の放棄 第9条はこの前文を承けて、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定している。前文と第9条を素直に読めば、非武装中立を規定したものと理解できる。吉田首相も憲法改正案提案理由において、「この高き理想を以て、平和愛好国の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んで行こうという固き決意をこの国の根本法に明示せんとするものであります。」と述べ、⁽⁵⁾さらに、「近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著な事実であります。故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認めるということは、偶偶戦争を誘発する有害な考えであると思うのであります。また、交戦権の放棄に関する条項の期するところは、国際平和団体の樹立にあるのであり、これによって、あらゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするもので

あります。もし国際平和団体が樹立された場合におきましては、正当防衛権を認めるということそれ自身が有害であると思うのであります。」と自衛戦争をも放棄したと言明した。⁽⁶⁾ また、金森国務大臣は、「第1項は、文言上、防衛的戦争は放棄していないと解釈できると思いますが、第2項は、一切の手段を封鎖しております。物的・人的に武力を持つてはならぬということと、法律上交戦権を認めないという2段のものがあまして、これによりいかなる種類の戦争あるいは戦争類似行為もなしえないことになると考えております。」と第1項は自衛権を放棄していないが、第2項で全ての手段が否定されているという見解を述べている。⁽⁷⁾ このように、憲法改正案提案当時の政府見解は、自衛権をも否定した非武装中立という世界に類例のない徹底した平和主義であるとしたものであった。文部省「あたらしい憲法のはなし」は、「いまやつと戦争はおわりました。2度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。」とし、「これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。けっして戦争によって、じぶんのいいぶんをとうそうとしないことをきめたのです。」⁽⁸⁾ 当時の国民の戦争への思いと非武装による恒久平和への願いを、率直に子供たちに教えている。

もう戦争は繰り返したくないという考えは、2度の世界大戦を経験した世界各国も同じであった。国際連盟の失敗の反省の上に立ち、1946年10月24日、国際連合が設立された。その最大の特徴は、国際社会の平和と安全の問題に決定権を持つ安全保障理事会に、戦勝5大国（米・英・仏・ソ・中）が常任理事国として拒否権を保有するというものであった。5大国の一致を、世界平和の基礎としたのである。その直後発生した米ソを軸とする東西対立により、この拒否権が国連の足枷になって、安全保障理事会は事実上機能を果たせなくなった。1948年4月には、ベルリン封鎖事件が引き起こされ、一触即発の危機となった。そして、1950年6月、朝鮮戦争が勃発した。日本に駐留していたアメリカ軍がほとんど朝鮮戦線に出払ってしまったため、マッカーサー連合軍最高司令官は、同年8月日本の再軍備を指令した。日本政府は、警察予備隊の名で再軍備に踏み切った。1951年9月、サンフランシスコ平和条約によって日本は独立した。それと同時に日米安全保障条約が締結された。警察予備隊は、1952年保安隊となり、1954年7月自衛隊とされた。これにより、自衛隊の憲法問題と日米安保問題が、日本の最大の争点となる。

憲法第9条の解釈については、すべての戦争や武力の行使が第9条1項で放棄されたとする説と、第2項の交戦権の否認や戦力不保持の規定によって否定されたとする説が自衛隊の違憲論としてあり、合憲論として、憲法が放棄したのは「国際紛争を解決する手段」

としての戦争であり、自衛権は国として当然保持している、第2項戦力不保持の規定も、「前項の目的を達するため」という文言によって限定され、第1項「国際紛争を解決する手段」として戦争と武力の行使を放棄したと解釈する。政府の見解も、次第に合憲論に転換していった。こうした中で、学会の多数意見は、違憲論であった。⁽⁹⁾

政府は、自衛権を認める解釈論を主張するようになるが、「戦力」は持てないとして、「戦力」の概念が争点となった。初期の政府の統一見解は次のようなものであった。⁽¹⁰⁾

(1) 憲法第9条第2項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問わず、「戦力」の保持を禁止している。

(2) 右にいう「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備編成を備えるものをいう

(3) 「戦力」の基準は、その国の置かれた時間的・空間的環境で具体的に判断せねばならない。

(4) 「陸海空軍」とは、戦争目的のために装備編成された組織体をいい、「その他の戦力」とは、本来は戦争目的を有せずとも実質的にこれに役立ち得る実力を備えたものをいう。

(5) 「戦力」とは人的・物的に組織化された総合力である。したがって単なる兵器そのものは戦力の構成要素ではあるが、「戦力」そのものではない。兵器製造工場のごときのもも無論同様である。

(6) 憲法第9条第2項にいう「保持」とは、いうまでもなく我が国が保持の主体たることを示す。米国駐留軍は、我が国を守るために米国の保持する軍隊であるから憲法第9条の関するところではない。

(7) 「戦力」に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛のように供することは違憲ではない。このことは有事の際、国警の部隊が防衛にあたるのと理論上同一である

(8) 保安隊及び警備隊は「戦力」ではない。これらは、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊であり、その本質は警察上の組織である。したがって、戦争を目的として組織されたものではないから軍隊ではないことは明らかである。また、客観的に見ても、保安隊等の装備編成は決して近代戦争を有効に遂行しうる程度のものではないから、憲法の「戦力」には該当しない。

その後、保安隊から自衛隊となり、近代的装備が増強されて行くと、この「戦力」論も意義を失い、政府は「憲法第9条が自衛権を否定していない以上、自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは何ら憲法に違反するものではない」と自衛隊を合憲化していく。⁽¹¹⁾ こうして自衛隊は、憲法論議を余所に実体として存続することによって、国民の中に定着して行くことになる。

このように有力な自衛隊違憲論が存在する一方で、自衛隊が存続することは、中学校・

高校における政治学習を担当する現場教師を最も悩ませる問題とした。しかし、具体的な憲法改正問題には発展しないで済んだ。それは、憲法護持を明確に打ち出していた野党勢力が、憲法改正を阻止できる国会の3分の1以上の議席を絶えず確保していたからであった。かくして半世紀近い年数が流れた。20世紀末に至って、国際情勢にも国内情勢にも大きな変化が起きてきた。

1989年12月、米ソ首脳会談によって冷戦が終結し、東西対立が解消した。1990年10月、東西ドイツの統一が実現し、91年12月、ソ連が崩壊し、世界は新しい秩序を模索する事態となった。こうした中で、1990年8月、イラク軍がクウェートに侵攻し、91年1月には湾岸戦争に発展した。アメリカを中心とする多国籍軍に国際貢献を求められた日本は、憲法との関係で、戦闘のない後方支援のみを行い、財政的協力を主体とした。これを契機に、国連の平和維持活動（PKO）への自衛隊の参加問題が大きな争点となり、結局1992年6月にPKO協力が成立し、それまで違憲とされてきた自衛隊の海外派遣が認められることになった。それとともに憲法改正論が高まった。

戦後の日本政治は、1955年に成立した保守合同による自民党と統一された社会党の保革対立を基調とした55年体制が、自民党の長期政権という形で40年以上も続いた。この間、日本は高度経済成長を遂げ、保守による安定政権がそれを支援したのは事実であるが、一方で政官財の癒着構造を形成し、数多くの汚職事件を発生させた。特に、ロッキード事件やリクルート事件など首相経験者を含む大規模な腐敗事件は国民の政治批判を強め、政治改革が緊急な課題となった。1993年7月の衆議院議員総選挙で自民党が過半数割れとなり、非自民の細川連立政権が成立し、55年体制は崩壊した。細川首相は、政治改革を政治的使命とし、選挙制度を小選挙区比例代表並立制に改正することを中心とする政治改革法案を成立させた。これにより政界の再編成が促進されることになった。

1994年6月、自民党は社会党の村山委員長を首班とする連立政権を成立させた。村山首相は、それまでの社会党の政治方針を転換させ、日米安保条約を認め、自衛隊も合憲とした。これにより護憲勢力の中心にいた社会党が脱落し、憲法改正の国会における壁が崩壊した。

1993年、現自由党党首小沢一郎は、「日本改造計画」を著し、国際国家として「普通の国」の国際的責任を果たすべきであるとし、そのために憲法第9条に「第3項 ただし、前2項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、また、要請をうけて国連の指揮下で活動するための国際連合待機軍を保有すること、さらに国連の指揮下においてこの国際連合待機軍が活動することを妨げない。」を付け加え、自衛隊の性格と役割を明文化することを提唱した。⁽¹²⁾

このように90年代になって憲法改正への動きが顕著になってきた。特に湾岸戦争を契

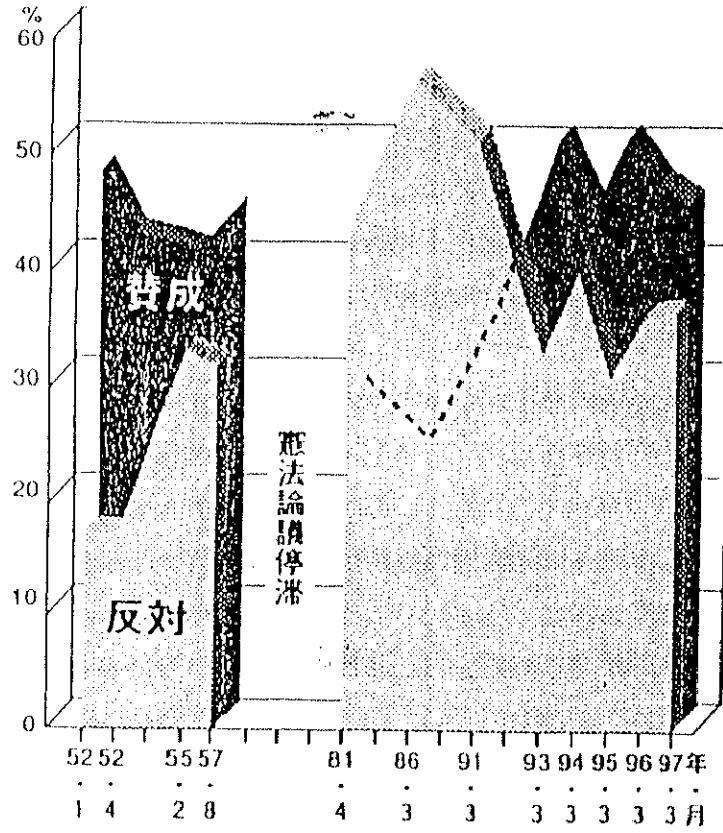
機に、国連を中心とした国際貢献という視点から、自衛隊の在り方が、憲法問題とからんで議論されるようになった。憲法改正論議は、日本が独立した直後の50年代初めに占領下の押し付け憲法として、自主憲法制定の動きが生まれた。その後は、日米安保闘争の盛り上がりなどもあり、平和憲法を守ることが何より優先され、憲法改正論議はタブー視される風潮が生じた。その間、憲法制定から半世紀が経過し、新憲法は何時しか世界の現行憲法で、最も古い憲法となってしまった。世論も、90年代に入って憲法改正への賛成が反対を上回るようになった。⁽¹³⁾ (別図) それに拍車をかけるような形で、1000万部の発行部数を誇る読売新聞社が、1992年1月憲法問題調査会を設置し、同年12月「第1次提言」を行い、それを承けて「読売新聞憲法問題研究会」が発足、94年11月3日「読売憲法改正試案」を発表した。⁽¹⁴⁾ 国会にも、憲法議連(憲法制度調査委員会設置推進議員連盟)が発足するなど、憲法改正への動きが出ているが、未だ政党で明確に憲法改正を政策や公約に掲げたところはない。護憲の有権者も依然多数存在することから、その時機を窺いながら控えていると思われる。

2、憲法改正の主要争点

(1) 押し付け憲法論から憲法改正必要論へ

明治憲法は、「不磨ノ大典」⁽¹⁵⁾として公布されたが、第73条に憲法改正の手続きは規定されていた。戦前・戦中は、一度も改正されず、また改正が論議の対象になることもなかった。1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾して、敗戦を迎えた。ポツダム宣言は、日本に対して、軍国主義の排除、民主主義的傾向の復活強化、言論・宗教・思想の自由の保障と基本的人権の尊重、国民の自由な意思に基づく平和的で責任ある政府の樹立などを求めている。この中には、憲法の改正は含まれていなかったが、これらは日本の抜本的な改革を必要とするものであり、早晩明治憲法の改正は避けられないことであった。45年10月、マッカーサー連合軍最高司令官は、憲法改正の示唆を行い、政府はこれを受けて憲法問題調査委員会を設置し、憲法改正の作業に着手した。一方では、政党や憲法研究会などの民間団体から、多くの憲法私案が発表された。⁽¹⁶⁾ 日本政府側では、松本蒸治国務相が中心になって憲法原案の作成に当たり、「松本案」が作成された。しかし、その内容は、天皇が統治権を総覧するという明治憲法と大差のないものであったため、マッカーサーはこれを拒否し、代わりに「マッカーサー草案」が提示された。政府は、この草案をもとにして、新たな改正案を作成し、帝国議会に提出した。帝国議会は、この案に若干の修正を加えて可決し、新憲法が成立した。⁽¹⁷⁾ このように日本国憲法は、占領下という特

図 憲法改正に対する賛成・反対の変化



殊な状況の中で、占領軍の意向が強く働いて制定された。このため「憲法無効論」や「押し付け憲法論」が打ち出され、憲法改正の論拠とされた。

1950年朝鮮戦争勃発によって再軍備が行われることになり、警察予備隊が創設されたが、政府はあくまでも国内の治安維持を目的とする警察であり、軍隊ではないとして憲法論議を回避しようとした。その後、52年に保安隊とされ、軍事力が強化されたが、政府は近代戦争を遂行する装備はなく、「戦力」ではないと強弁し、軍隊ではないとした。1954年、日米相互防衛援助協定（MSA協定）の調印により、アメリカに対し日本の軍備増強が義務付けられ、直接・間接侵略に対する防衛を任務とする陸海空軍をもつ自衛隊が発足し、政府は国として当然自衛権を有しそのための必要最小限度の自衛力で、憲法で認められる範囲のものだと、憲法解釈を拡大して、自衛隊を合憲化した。これに対して社会党を中心とする野党は、自衛隊を違憲として追求し、憲法第9条と自衛隊の問題は、国論を二分する代表的憲法問題となった。⁽¹⁸⁾

1955年に結成された自由民主党は、基本方針に憲法改正を明記し、鳩山内閣も憲法改正を模索し、憲法調査会法（1956年）を成立させたが、国会に憲法改正に必要な3分の2以上の議席を確保出来ず、実現性のない見込みのない論議となり、国民の中に盛り上げることは出来なかった。その後、60年安保闘争などで国民の護憲意識も高く、政府も護憲の言質を野党から取られることもあり、憲法改正論は、タブー視されるように棚上げされた。1964年に政府の憲法調査会が答申を出したが、当初の目的であった憲法改正案を示すことをせず、改憲論と改憲消極論を併記するに止まった。55年体制は、自民党の長期政権となり、保守安定政権の下高度経済成長が続いたが、一方で政官財の癒着構造を形成させ、汚職事件が続発した。社会党を中心とする野党は、万年野党的存在に甘んじていたが、憲法改正阻止の議会勢力を維持し続けた。

憲法制定から半世紀経って90年代になり、新たな憲法改正論が生じてきた。大国となった日本に、軍事力を含めた国際貢献を求める動きが現れ、憲法との関わりで政府は苦悩することになった。それまで自衛隊の海外派兵は、憲法上出来ないと言われてきたのが、遂にPKO協力法の成立に至った。さらに国連の安保常任理事国になろうとする動きもあり、「憲法改正必要論」が各方面から出されるようになった。

（2）第9条以外の改正問題

これまで主として憲法第9条と自衛隊との関係で憲法改正の動きを追ってきたが、それ以外にも憲法改正問題は出されている。その第1は、天皇の元首問題である。憲法は、天皇を日本国の象徴、日本国民統合の象徴としているが、元首とは位置付けていない。元首

とは、行政権の首長であり、対外的代表権を有するものとされるが、その意味では天皇は元首ではない。しかし、実際には外交使節の信任状の宛先は天皇であり、対外的に元首とされている。こうしたことから、憲法上天皇を明確に元首として位置付けようとする動きが前々からあった。ただ、国民主権を天皇主権にするという意見はほとんど見られない。また、形の上だけでも統治権や行政権を持たせるという意見もほとんど見当たらない。「読売改正試案」では、天皇の国事行為の外交官の接受などに「国を代表して」という表現を付け加えて、名目的に元首的性格を明示しようとしている。⁽¹⁹⁾

第2は、新しい人権問題である。中学校や高校の教科書でも、新しい人権として、環境権、知る権利、プライバシーなどが取り上げられている。これらを憲法上にどう規定するかということである。

第3は、国会の問題である。2院制を1院制にするか、という抜本的な改革問題を含め、特にその在り方が問題になっている参議院の在り方の問題が中心的な課題である。

第4は、内閣の問題である。総理大臣の権限（リーダーシップ）の問題、内閣の権限・職務の問題、総理大臣の公選制の問題などがある。

第5は、司法の問題である。裁判の遅延は大きな問題である。この解決を含めて司法の改革に憲法の改正は必要か。「読売改正試案」では、憲法裁判所の創設を提案している。

⁽²⁰⁾ 陪審制も課題である。

その他としては、翻訳調であるという批判のある前文の改正問題などがある。⁽²¹⁾

3、憲法改正問題と政治教育

(1) 憲法改正問題と現場教育

憲法改正問題は、中学校・高校の教科書にその手続きが記述されているが、具体的な問題に触れられてはいない。実際の授業でも、取り上げられることはほとんどないであろう。PKO協力法などに関連して自衛隊の海外派兵や武器使用が憲法違反かどうかなどが話題にはされるであろうが、憲法改正問題まで発展することは稀であろう。その一因は、日本の憲法改正問題が、憲法第9条の改正に焦点が合わされ、改正派と護憲派に国論が二分される形で展開されていることにある。このため自衛隊の合憲・違憲問題と同様に現場の教師にとって扱いにくい問題となっている。

だからといってこの問題は、単に避けて通ればよいという問題ではなくなっている。21世紀に向けて、憲法改正問題が最重要の政治課題として急浮上する可能性が高いからである。憲法制定以来半世紀が経過し、現行の世界の憲法では、最も古い憲法になった

。戦後制定されたドイツ連邦共和国基本法でも、41回の改正が行われている。1958年に制定されたフランス共和国憲法も、8回の改正が行われている。⁽²²⁾ 社会の変化が激しい現代社会において、憲法も時代に適合する改正がなされなければならない。問題は、どのような改正がなされるかである。これまでは、ともすれば改憲と護憲に分けられて論議がなされ、護憲の立場からは一切の憲法改正が否定されてきた。これでは何時までも日本の憲法は、時代の流れに適応できなくなる。国民も日本の憲法の在り方を、真剣に考える時期にきているし、学校教育でも取り組まなければならなくなっている。

(2) 憲法三原理の改正問題

憲法改正に法的な限界があるかどうかについては、学会でも意見の別れるところであるが、法的限界を認めるのが多数説である。⁽²³⁾ 高校教科書でも「しかし、その手続きによる場合でも、憲法の基本原理である国民主権主義、人権尊重主義、恒久平和主義を否定するような改正はできないとみるのが妥当である。憲法の基本精神を変えてしまうような改正は、日本国憲法そのものを否定してしまうことになるからである。」⁽²⁴⁾ と記述されている。極めて適切な表現である。この意味では、明治憲法の改正で日本国憲法が制定されたのは、適正といえないが、当時の状況で止むを得なかったと思われるが、本来なら全く新しい憲法の制定として実施されるべきであった。

(3) 憲法改正問題の教授法

現場教育に関連して憲法改正問題を取り上げているのは、永井憲一他著『新・憲法学習のとびら一授業の役に立つ話』（日本書籍）である。同書は、授業に役立つ教材として、80項目のテーマについて、それぞれ見開き2頁の話としてまとめられたもので、執筆者は専門の憲法学者であるので、かなりはっきりと個人的見解も打ち出されている。先ず同書から憲法改正問題に関連する項目を選び出してみよう。（番号は同書の項目番号）⁽²⁵⁾

- 2、日本の憲法は”押しつけられたもの”か
- 3、日本にも革命があった？
- 4、憲法はなぜ天皇の章から始まっているのか
- 19、人権はいつでも新しい
- 20、憲法にはない「環境権」
- 22、プライバシーとは
- 43、公害の責任は誰が負うのか

- 54、直接民主制と代表民主制
- 61、内閣総理大臣への権限の集中
- 63、世界の趨勢は「憲法裁判所」
- 65、陪審制・参審制一裁判の民主化のために
- 71、「グローバル・パートナーシップ」
- 72、世界各地への出撃基地
- 73、自衛隊の海外出動
- 74、PKOとは
- 75、国連憲章の平和主義と国連の諸活動
- 76、日本国憲法の平和主義と真の国際貢献
- 77、日本国憲法制定50周年を直前にした憲法「改正」論議
- 78、憲法「改正」論の流れと特徴
- 79、憲法のどこを、どのように「改正」しようというのか
- 80、人権と平和は一心同体

これを見ても憲法学習において、憲法改正問題は避けて通れないことが分かる。現場教師にとって、最も大きな問題は、憲法改正問題の多くが国論を二分するような問題であることである。特に憲法第9条と自衛隊の問題に絡んで、改憲派と護憲派に二分される傾向にあることである。学習指導要領・高校「政治・経済」は、「内容の取扱い」において次のように指摘している。「イ 科目の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するものとし、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないこと。また、客観的な資料と関連させて具体的に理解させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること。」「ウ 現在の状況と課題を理解させる指導に当たっては、現在の我が国で実現されている法的、制度的な面についての基本的な理解の上に立って、理論と現実の相互関連を理解させること。」「エ 内容と関連のある現代の諸問題や時事的事象の取扱いについては、教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行うこと。」「⁽²⁶⁾これらは原則的なことを述べているので当然のことと言えるが、微妙な憲法改正問題となると、現場教師が取扱いに慎重になるのは必然であろう。

先ず言えることは、教師が改正の是非について一方的な見解を生徒に押しつけてはいけないということである。改憲・護憲のどちらにも先入観を与えたり、一方を前提とするような教え方はしてはならない。テーマがうまく是非両論が噛み合うようであれば、デбатыで討論させるのも良い方法である。⁽²⁷⁾要は、改憲の流れに押し流されてもいけないし、護憲に固執してもいけないということである。これらを踏まえて、積極的に憲法改正問題に取り組んで行こう。

注

(1) 小澤一郎『日本改造計画』講談社、1993年。

(2) 日本国憲法改正の動きは、1954年11月に結成された日本民主党が政党として初めて憲法改正と再軍備を政策として掲げ、55年3月に成立した第2次鳩山内閣は、政府として初めて憲法改正への動きを見せ、57年8月岸内閣で憲法調査会が発足した。これらは再軍備を合憲化することが中心的課題であったが、最近の改憲の動きは、国際貢献が中心的課題となっている。

(3) 読売新聞社は、1992年1月憲法問題調査会を設置、同年末「第1次提言」を発表、それを踏まえて「読売新聞憲法問題研究会」を設けて、1994年11月3日「読売憲法改正試案」を発表した。

(4) 尾崎行雄『尾崎罌堂全集』第11巻、『罌堂自伝』pp. 765-766.

(5) 1946年6月25日、衆議院本会議、「帝国憲法改正案」提案理由説明。

(6) 1946年6月28日、衆議院本会議、吉田首相答弁。

(7) 1946年9月13日、衆議院帝国憲法改正特別委員会、金森国務大臣答弁。

(8) 文部省『あたらしい憲法のはなし』1947年、p. 18.

(9) 小林直樹『憲法第9条』岩波新書、p. 44. 『法律時報』1981年5月号での公法研究者へのアンケート調査では、自衛隊発足時の違憲論者は73.4%、現在(1981年)71.3%とほとんど変わっていない(同誌、p. 46)

(10) 1952年11月25日、「戦力」に関する内閣法制局の見解の閣議了承。

(11) 1954年12月22日、衆議院予算委員会における大村国務長官の答弁。

(12) 小澤一郎、前掲書、p. 124.

(13) 読売新聞、1997年5月1日付。

(14) 読売新聞、1994年11月3日付。

読売新聞編『憲法 21世紀に向けて 憲法改正試案・解説・資料』読売新聞社、1994年。

『THIS IS 読売』5月号臨時増刊『日本国憲法のすべて』読売新聞社、1997年。

(15) 「憲法発布勅語」(1889年2月11日)において「現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」

(16) 例えば、日本共産党「新憲法の骨子」(45年11月)、憲法研究会「憲法草案要綱」(45年12月)、高野岩三郎「改正憲法私案要綱」(45年12月)、日本自由党「憲法改正要綱」(46年1月)、日本進歩党「憲法改正要綱」(46年2月)、日本社会党「新憲法要綱」(46年2月)など。

(17) 日本国憲法制定経過については、佐藤達夫『日本国憲法成立史』第1巻第4巻、有斐閣、1962、64、94、94年、高柳賢三他『日本国憲法制定の過程Ⅰ・Ⅱ』有斐閣、1973年、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣、1979年、江藤淳編『憲法制定経過 占領史録』講談社、1989年、犬丸秀雄監修『日本国憲法制定の経緯』第一法規出版、1989年など参照。

(18) 憲法第9条の問題については、全国憲法研究会編『憲法第9条の総合的研究』日本評論社、1966年、民科法律部会編『安保条約—その批判的検討』日本評論社、1969年、深瀬忠一編『戦争の放棄』（文献選集日本国憲法3）三省堂、1977年、小林直樹『憲法第9条』岩波新書、1982年、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1982年、など参照。

(19) 読売新聞社編『憲法 21世紀に向けて 読売改正試案・解説・資料』読売新聞社、p. 35以下。天皇制に関しては、鶴飼信成『憲法における象徴と代表』岩波書店、1977年、宮沢俊義『憲法と天皇』東京大学出版会、1969年、針生誠吉、横田耕一『国民主権と天皇制』法律文化社、1983年、横田耕一『憲法と天皇制』岩波書店、1990年、横田耕一、江橋崇編『象徴天皇制の構造』日本評論社、1990年、など参照。

(20) 読売新聞社編、前掲書、p. 112以下。

(21) 憲法改正問題については、大石義雄編『改憲の大義』嵯峨野書院、1979年、勝田吉太郎『平和憲法を疑う』講談社、1981年、山内敏弘、古川純『憲法の現況と展望』北樹出版、1989年、読売新聞社編『憲法を考える 国際協調の時代と憲法9条』読売新聞社、1993年、読売新聞社編『憲法 21世紀に向けて 読売改正試案・解説・資料』読売新聞社、1994年、渡辺治『政治改革と憲法改正』青木書店、1994年、浜林正夫、山田敬男、大久保賢一『憲法と平和を考える いまなぜ読売改憲試案か』学習の友社、吉田和男『憲法改正論』PHP研究所、1997年、竹花光範『憲法改正への招待』成文堂、1997年、隅野隆徳『日本国憲法50年と改憲動向』学習の友社、1997年、など参照。

(22) アメリカ合衆国憲法は、18回27ヶ条の改正がなされ、その他頻繁に改正が行われた国の例としては、ノルウェー（約90回）、ベルギー（80年以降で11回）、スイス（119回）、メキシコ（53回）、フィンランド（72年から約20回）、オーストリア（75年から13回）、インド（68回）などがある。

(23) 芦部信喜『憲法改正の限界』（清宮四郎・佐藤功編『憲法講座』（4）有斐閣、1964年）参照。

(24) 『高等学校 改訂版 政治・経済』第一学習社、1997年、p. 35.

(25) 永井憲一、森英樹、久保田穰、戸波江二、広沢明、中島徹『新・憲法学習のとびら』日本書籍、1994年。

(26) 学習指導要領 高等学校「公民」第3 政治・経済、3 内容の取扱い（平成元年3月15日告示）

(27) 最近ディベートを取り入れた授業の試みが増えている。岡本明人『授業ディベート入門』明治図書、1992年、杉浦正和・和井田清司『生徒が変わるディベート術』国土社、1994年、など参照。

～